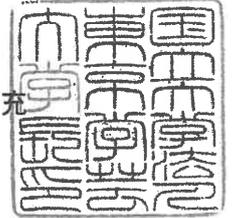


参考

東学芸施第49号
令和3年12月7日

練馬区長 前川 耀男 殿

国立大学法人東京学芸大学
学長 國分 充

「ねりまの名木」ヒマラヤスギ並木の保全について（回答）

令和3年9月16日付け3練環推第637号で依頼のありました標記の件について、以下のとおり回答いたします。

ご依頼に基づき、本学大泉地区の敷地にある「ねりまの名木」に指定されたヒマラヤ杉11本について伐採をせずに安全確保が可能か否かを別紙のとおり再度検討いたしました。

検討の結果、剪定やケーブリングにより一定の倒木リスクの一時的な軽減は可能ではありますが、根本的なリスク回避とはならず、あくまでも当該樹木の保全を優先させた応急的な措置であり、学内児童・生徒・教職員関係者並びに近隣住民の方々の確実な安全確保のためには伐採をせざるを得ないとの結論に至りました。

旧条例により「ねりまの名木」として指定された当該樹木に対する所有者に課せられる維持管理義務については十分に認識しておりますが、国立大学法人が教育研究活動を実施する過程で発生する可能性の高いリスクに対し、十分な措置を講じて適切に対処することが求められている中で、本件についても本学の管理責任において学内児童・生徒・教職員関係者並びに近隣住民の方々の安全の確保を考慮した対応であることから、ご理解の程よろしく願いいたします。

(別 紙)

「ねりまの名木」ヒマラヤスギ並木の保全に関する検討結果

【樹木医の資格を有する有識者による見解】

対象樹木の安全確保については、樹木医の資格を有する有識者2名に分析を依頼し、意見を聴取したところ、①樹木診断により全ての弱点を発見することは困難。②ヒマラヤスギは根系分布が浅いという樹種特性があり、他樹種に比べ根返り倒木について一定のリスクを抱えている。③倒木リスクを「低減」する措置としては、剪定による風圧軽減や重心低下、支柱やケーブリングを設置し、定期的な調査・保全を実施すればある程度の安全性は確保可能である。との見解をいただきました。

【見解を踏まえた具体的な検討】

本見解を踏まえ、まず剪定についての検討ですが、当該ヒマラヤスギは平成29年以前に高さ及び枝張りを抑え、道路への落ち葉を減らすことを目的とした断幹を含む基本剪定を実施しており、さらに本年8月にも高さを抑え、倒木リスクを軽減させる剪定を台風対策のために実施しているため、度重なる頂部断幹による樹木へのダメージは避けられず、剪定を行うことで腐朽が進行する恐れがあると考えられます。

一方、倒木を防ぐためのケーブリングは、グラウンド及び通学路の障害となり、児童・生徒の十分な安全確保を大前提とした附属学校の教育活動に支障をきたす恐れがあることその他、基礎工事過程で根や地上部を痛めることや、当該ヒマラヤスギは幹周・高さが肥大化しており、相当な重量が負担となりケーブリングで支えられない可能性も考えられます。

上記に加えて、本学他団地にあるヒマラヤスギが樹木診断で伐採判定ではなかったものの根返り等の倒木被害が過去にあったという事実についても考慮して検討を行いました。

【具体的な検討に基づく結論】

以上のとおり、剪定やケーブリングにより一定の倒木リスクの一時的な軽減は可能ではありますが、根本的なリスク回避とはならず、あくまでも当該樹木の保全を優先させた応急的な措置であり、学内児童・生徒・教職員関係者並びに近隣住民の方々の確実な安全確保のためには伐採をせざるを得ないとの結論に至りました。